

平成 20 年 1 月 25 日

「村長発言」をめぐる経緯—私どもはこう考える

それは議会でのあいさつから始まった

私ども白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会(以下、「ごみ連協」と記します)は、候補地飯森の予備調査に一貫して反対してきました。反対意見の公式表明は昨年(平成 19 年)の 9 月 28 日に牛越連合長に提出した「候補地:飯森の「予備調査」に反対する意見書」です。私どもがおそれるのは、調査=建設となることです。

ところが、太田村長は、昨年(平成 19 年)の 12 月議会定例会招集のあいさつで、私どもごみ連協から「調査を進めることはよろしい」との進言をいただいたと、私どもの主張とは正反対の報告を行なったのです。

そこで私どもは 12 月 18 日に、「村長発言に対する抗議と要請」を村長に届け、その中で、定例会最終日(12 月 21 日)の村長あいさつの場で事実誤認の経緯を説明し、ごみ連協に対する謝罪を求めました。一方、『白馬新聞』(12 月 21 日付)は、村長の問題発言をそのまま伝えています。

しかしながら、村長は私どもの要請を無視したのです。私どもはただちに村長との面談を求め、それが 12 月 27 日に実現しました。そこで私どもが尋ねたのは、村長発言がなにに基づいたものかということでした。そこでわかったことは、文書による私どもの公式見解が発表される以前に行なわれた面談でのわれわれの発言を基にしたということでした。

私どもは、予備調査を進言するはずもなく、その日時(平成 19 年)の記録さえない面談での発言を基にし、村長が私どもの文書による公式見解を無視した点を再三抗議しました。そして私どもの主張と正反対の立場を報告した部分の撤回を求めたのです。この面談は実に 3 時間におよびました。そして最後に、その部分の撤回を認めた文書を「白馬新聞」に載せることに同意したのです。ところが届いた文書は別掲の「村長回答」です。

これが「村長回答」の問題点です

届いたのは「撤回文書」ではなく「修正文」でした。村長は、「調査を進めることはよろしいとの進言をいただいた」としたのは不適切だったと、自らの非を認めています。非を認めたのだから謝罪し、不適切な発言を撤回するのかわらうと思っただけであらうではありません。

回答は、「調査を進めるに至った経緯はごみ連協の皆様の発言によるものではなく(以下略)」と、議会での村長発言とは正反対の文言が続きます。これは修正ではありません。全面的な言い直し、書き直しです。事実上の撤回です。しかし撤回とは言わない。こういう全面的な言い直し、書き直しが「修正」として通用するのなら、政治家は自分の発言に責任を取らなくてもすみます。不道徳と不誠実のきわみです。こういうことは遣いが、今日の政治にかかわる人たちの倫理の崩壊を招いているのです。太田村長の場合も例外ではありません。

しかも村長の発言は、議会という公式の場でのものであります。きたる3月議会において、今回の不適切な発言の経緯とその発言をどうするのか、村長はきちんと説明する必要があります。さらにまた、広報や議会だよりで村長発言の経緯と、それに対する責任の取り方をきちんと説明する必要があります。

実際、「修正する」と言って、問題の発言を撤回(削除、取り消し)しなければ、議会での村長の発言は記録として永遠に残ります。結果としてごみ連協は、予備調査に賛成ということになります。いまさら撤回しても、2月初旬に予定されている予備調査の実施にはなんの影響もないでしょう。しかし、村長の名誉と信頼は、今回の無責任な対応によって取り返しがつかないほど傷つくでしょう。

以上がことの経緯とそれに対する私どもの見解です。(ごみ連協会長宮田温
巳)